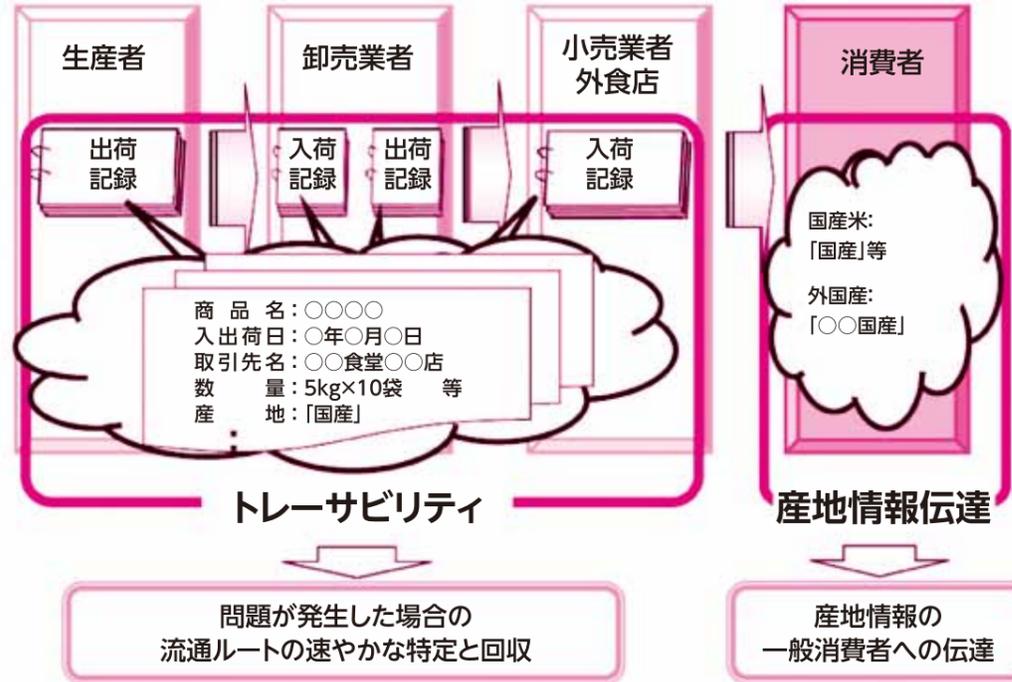


# 米トレーサビリティ法について知っていますか？

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)

問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定するため、米や米加工品を扱う事業者が取引等の記録の作成・保存と産地情報の取引先や消費者への伝達が義務づけられています。



## 産地情報の伝達について

### 事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等(納品書、送り状、規格書等)又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、米トレーサビリティ法に基づく、産地情報の伝達が必要です。ただし、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従い表示します。また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

### 外食店等における一般消費者への産地情報の伝達手段

メニューに産地情報を記載

店内に産地情報を掲示

産地情報については、店員におたずねください。

店内に産地を知ることができる方法を掲示

当店のごはんは、○国産の米を使用しています。

## 取引等の記録の作成・保存

米・米加工品について①取引、②事業者間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、保存しなければなりません。伝票等に必要事項が記載されている場合は、それを保存しておくことで義務を果たしたことになります。

記録の保存期間は、取引等を行った日から原則3年間です。

### 対象品目

米穀(もみ、玄米、精米、砕米)、米粉、米菓生地、米こうじ等の中間原材料、米飯類(お寿司、おにぎり、お弁当、炒飯など)、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん

### 対象事業者

対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての事業者(生産者を含む)

←一括表示欄への記載例→

名称	米菓
原材料名	うるち米(国産、○国産、その他) 食塩、調味料(アミノ酸)
内容量	10枚
賞味期限	特注欄に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
製造者	○製菓株式会社 ○県○市○1-1-1

←一括表示欄の特外への記載例→

せんべい

国産米: 60%  
○国産米: 30%  
『その他』: 10%

団子

国産米使用

いずれの場所への記載でも可

- ①原材料に占める割合の多い順に記載。
- ②産地が3か国以上ある場合には、上位2か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。

# 回覧

平成27年 冬号  
No.119

消費生活情報誌

# かいじ号



## 食品表示制度が変わります!

食品の表示は、食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法、景品表示法など複数の法律に基づいています。このうち、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法がそれぞれ個別に食品表示の基準を策定しています。

これらの法令により表示が義務付けられる具体的事項を個別にみると、重複や用語の使われ方も異なるものがあるなど、現行の表示基準制度は、分かりにくいものとなっていました。

こうした中、食品衛生法、JAS法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品表示に関する包括的かつ一元的な枠組みについて定めた「食品表示法」が平成25年6月28日に公布されました。施行日は、公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日とされているため、平成27年6月までに施行されます。

細かい内容については、「食品表示基準」等で示されますが、新しい情報が分かり次第、県ホームページ(やまなし食の安全・安心ポータルサイト)などにより消費者・事業者の皆様へ周知したいと考えています。

「食品表示法」について、詳しくは消費者庁ホームページをご覧ください。

消費者庁ホームページ内「食品表示一元化情報」 <http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

## 現行の食品表示に関する主な法律

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可 等	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付 等	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可 等

## 現行法令に基づく表示例

### 食品衛生法・JAS法(必須項目)

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	○○株式会社 39 山梨県○市○○○

食品表示法へ(表示関係)

※「39」は製造所固有記号

### 健康増進法(任意表示)

主要栄養成分	1袋(81g)当たり(当社分析値)
エネルギー	483kcal   炭水化物 37.6g
たんぱく質	3.8g   ナトリウム 330mg
脂質	35.3g   食塩相当量 0.8g



## ご存知ですか?

## 『知るぽると山梨』(山梨県金融広報委員会)とは?

「お金についてのあれこれを、みんなにもっと知って欲しい」

「分かり易い金融情報で、よりいきいきとした生活設計をお手伝いしたい」

そんな思いで、皆様に、分かり易い金融情報の提供、  
金融経済の学習支援を行っている中立・公正な機関です。

●山梨県、財務省関東財務局甲府財務事務所、日本銀行甲府支店  
を中心に、県教育委員会や金融団体などが協力しながら、県内  
各地で幅広い活動を展開しています。



## 山梨県金融広報委員会の2014年度の活動を紹介します



### 金銭教育研究校 北杜市立高根西小学校で公開授業などを開催

高根西小学校では「自ら判断し、よりよく行動しようとする子どもの育成～ひと・もの・こととのつながりを大切に『金銭教育』を通して～」をテーマに、研究活動を進めています。その活動を広く関係者にも知ってもらうために、金銭教育を取り入れた授業を全学年で公開しました。例えば、5年生では、米作りが盛んな地域性を活かし、米作りにおける収穫の喜びや苦労を学んだほか、米の価格が品種や産地により違う理由を考えるなど、米農家さんの現状や金銭を超えた勤労の意義について学びました。

公開授業の後、生活経済ジャーナリストの いちのせ かつみ 氏による「欲しいモノと必要なモノ」と題した講演会を開催しました。児童たちは、児童の好きなお菓子や文房具を例にあげた いちのせ 氏のユーモアあふれる講演を聞き、欲しいモノと必要なモノの違いを学びました。

<2014年11月13日>



### 金融教育研究校 山梨県立笛吹高等学校で「金融教育講演会」を開催

「ディズニーランドが教えてくれたお客様を大切に思う気持ち」と題し、加賀屋感動ストアマネージメント代表取締役の加賀屋克美氏による講演会を開催しました。

講師がディズニーランドで働いた経験から学んだ、思いやりの心の貴さ、真のサービスとは何か、働くことの意義などについて講演しました。

<2015年1月14日>



### 「総合的な学習の時間研修会」に講師を派遣

山梨県総合教育センター主催の教員研修会において、金融広報中央委員会の竹内俊久氏が、「総合的な学習の時間における金融教育の可能性」と題し、講演しました。学習指導要領に沿った金融教育の内容や消費者教育との関連性について説明したほか、授業への取り入れ方などの実践事例も紹介しました。

<2014年8月11日>

### 「県民の日」に金融広報活動に関するブースを設置[小瀬スポーツ公園]

「県民の日」に日本銀行甲府支店との共催で金融広報活動に関するブースを設置し、模擬1億円の重さ体験や偽造防止技術の紹介、金融経済に関するクイズなどを出題しました。また、3か月家計簿や金融トラブルに関するパンフレットなど、お金に関する資料も配布しました。

<2014年11月15日、16日>



### 因みにこんなクイズでした!!

前日の為替レートは、1ドル=116円でしたが、今日は1ドル=120円だとした場合、このような相場変動は、円高でしょうか?円安でしょうか?

答えは欄外(右下)にあります。



### 駿台甲府高等学校ほか「巣立ち教室」の開催

社会に出る直前の高校3年生を対象とした「巣立ち教室」\*を開催しました。今年度も多くの高等学校からお申込みをいただきました。

\*社会に一步踏み出す前の大切な時期に、生涯賃金を知り設計を立てることや、クレジットカードにまつわるトラブル、契約の怖さなどについて、講師派遣による授業を行っています。

<通年>

### 日本銀行甲府支店において夏休み親子見学会を開催

日本銀行甲府支店との共催で、夏休み中の小学生の親子を対象に、店内見学や各種体験を実施しました。日本銀行が県民の皆さんの生活にどのように関わっているかを紹介したほか、お金を大切に扱う必要性を伝えました。今年度は100組221名の参加がありました。

<2014年7月28日～8月8日>



## 金融教育学習支援について

◎各世代に応じた各種講座、学習会などに講師を無料で派遣します。

学校の授業、地域の子供クラブ、老人会、自治会、大学のゼミ仲間など

◎資料を無償で提供いたします(一部に有償となるものもあります)。

お金の管理、生活設計、生涯賃金、金融トラブルなどに関する資料です。

お問い合わせ

山梨県金融広報委員会事務局  
(日本銀行甲府支店内)

〒400-0032 甲府市中央1-11-31

TEL 055-227-2419 FAX 055-220-1073

HP: 知るぽると山梨 または <http://www3.boj.or.jp/kofu/kinkoui/kinyamanashi.htm>

知るぽると  
山梨